

農業農村整備をめぐる情勢と課題について

農村振興局

平成23年 7月22日

農林水産省

食料・農業・農村基本計画が示す農政の展開方向

食料自給率の目標

50%(H32)

自給率向上に 向けた取組

- 小麦
二毛作による作付の
飛躍的拡大
- 米粉用米、飼料用米、大豆
不作付地等の有効活用に
による作付の大幅拡大
- 麦、大豆の克服すべき課題
作業効率や排水性向上のための
水田の団地的利用と汎用化

農村の振興

農業・農村の6次産業化
再生可能エネルギーの生産・利用

都市と農村の交流等

都市及びその周辺地域における農業の振興

- 集落機能の維持と地域資源・環境の保全
農村コミュニティの維持・再生
農地・水・環境保全向上対策
快適で安全・安心な農村の暮らしの実現
- 集落基盤の計画的な整備
○ハード・ソフト施策一体となった災害に強い農村づくり
○水田生態系等の保全を重視した農村環境の保全

農業の持続的発展

戸別所得補償制度の創設

農業・農村の6次産業化等による所得の増大
○基盤整備の推進等によるコストの縮減

意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

優良農地の確保と有効利用の促進
意欲ある多様な農業者への農地集積の推進
○基盤整備の活用等による農地集積

耕作放棄地対策の推進
○耕作放棄地の再生・有効利用と発生の抑制

- 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の抜本見直し
国民の食料を支える基本インフラの戦略的な保全管理
- 施設機能の監視・診断、補修、更新等の機動的かつ確実な実施
地域の裁量を活かした制度の推進
- 地域の創意工夫を活かした交付金の導入
○地域特性を反映した整備の促進
食料自給率の向上等に資する生産基盤整備の推進
- 農地の排水対策の重点的な推進
○地下水位制御システムなどの新技術の導入
○地域で必要な農業用水を確保するためのハード・ソフト
施策の両面からのきめ細やかな対策

食料・農業・農村に横断的に関係

地球温暖化対策への貢献

- 高温障害等を回避するための栽培法や施設の導入
- 再生可能エネルギーの利用の推進

循環型社会形成への貢献

- バイオマスの利活用の推進

生物多様性保全への貢献

- 生態系に配慮した水田や水路等の整備技術の開発・普及

「農」を支える多様な連携軸の構築

食料の安定供給の確保

食の安全と消費者の信頼の確保

国産農産物を軸とした食と農の結び付きの強化

総合的な食料安全保障の確立

- 国内の農業生産の増大を図ることを基本

● 復興構想会議の提言（抜粋）

◇復興構想7原則

- 【原則1】**失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとっての復興の起点。この観点から鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、学術関係者によって科学的に広く分析し、その教訓を次世代に伝承し国内外に発信する。
- 【原則2】**被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。
- 【原則3】**被災した東北の再生のため潜在力を活かし、技術革新をともなう復旧・復興をめざす。この地に、来るべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。
- 【原則4】**地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。
- 【原則5】**被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち大震災からの復興と日本再生の同時進行をめざす。
- 【原則6】**原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興には、より一層のきめ細やかな配慮をつくす。
- 【原則7】**今を生きる私たちすべてがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進する。

復興構想会議の「提言」について（主なポイント 1/2）

【第1章（5）土地利用をめぐる課題】

②土地区画整理事業、土地改良事業等による土地利用の調整

○集落の高台への集団移転など大規模な土地利用の転換を伴う事業を実施する場合、土地区画整理事業、土地改良事業をはじめとする従来の手法ではあまり用いられてこなかった住宅地から農地への転換が必要。これを円滑に進めるための仕組みの整備の検討も必要。

【第1章（6）復興事業の担い手や合意形成プロセス】

②住民間の合意形成とまちづくり会社等の活用

○農村部では、集落のコミュニティなどを活用して、関係者の徹底的な話し合いを通じた、農地だけでなく宅地利用を含めた土地利用調整。

【第2章（5）地域経済活動の再生】

②農林業

○農地や水利施設の1日も早い復旧を目指すとともに、営農を再開するまでの間、その担い手を支援する観点から、復旧に係る共同作業を支援する必要。

○復旧の完了した農地から順に営農を再開しつつ、市町村の復興計画の検討と並行して各集落において将来計画を検討する必要。

＜3つの戦略＞

a) 高付加価値化…6次産業化（第1次産業と第2次、第3次産業の融合による新事業の創出）やブランド化、先端技術の導入などにより、雇用の確保と所得の向上を図る戦略

b) 低コスト化…各種土地利用計画の見直しや大区画化を通じた生産コストの縮減により、農家の所得向上を図る戦略

c) 農業経営の多角化…農業・農村の魅力を活かしたグリーンツーリズム、バイオマスエネルギー等により、新たな収入源の確保を図る戦略

（平野部）

○大規模な平野が広がる地域や集落営農が盛んな地域では、「低コスト化戦略」を中心とすべき。

（三陸海岸沿いほか）

○平地に乏しい三陸地域やすでに果実等のブランド化が進んでいる地域では、水産物などの特産物と組み合わせた「高付加価値化戦略」や、グリーンツーリズムやバイオディーゼル燃料の製造など「農業経営の多角化戦略」を適切に組み合わせた戦略を取ることが有効。

○内陸部では、地域の特性に応じ、例えば、集落営農による「低コスト化」や「高付加価値化」の戦略を組み合わせた取組を推進すべき。

【第2章（6）地域経済活動を支える基盤の強化】

②再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上

＜被災地における再生可能エネルギー効率の向上＞

○再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱等）については、エネルギー源の多様化・分散化、地球温暖化対策、新規産業・雇用創出などの観点から重要。

○出力の不安定性やコスト高、立地制約などの課題に対応しつつ、再生可能エネルギーの導入を加速する必要。

＜地域自立型エネルギー・システム＞

○被災地におけるインフラの再構築にあたっては、先端的な自立・分散型エネルギー・システムを地域特性に応じて導入していくことが必要。

○自立・分散型エネルギー・システム（スマート・コミュニティ、スマート・ビレッジ）は、エネルギー効率が高く、災害にも強いので、わが国で長期的に整備していく必要。

○地域の復興・再生において、防災、地域づくりなど、他の計画と並行して一体的に進めることがより効果的。

【第4章（5）災害に強い国づくり】

②今後の地震・津波災害への備え

○地震・津波の大きなリスクの存在を再認識し、被災した場合であっても、これをしなやかに受け止め、経済活動をはじめ諸活動が円滑に行われていくような災害に強い国づくりを進めるべき。こうした「減災」の考え方に基づく国づくりは、日本の一つの強み。

○今世紀前半の発生が懸念され、大きな津波を伴うことが想定される東海・東南海・南海地震への対策については、今回の教訓を踏まえ、新しい対策の方向性を示す必要。

③防災・「減災」と国土利用

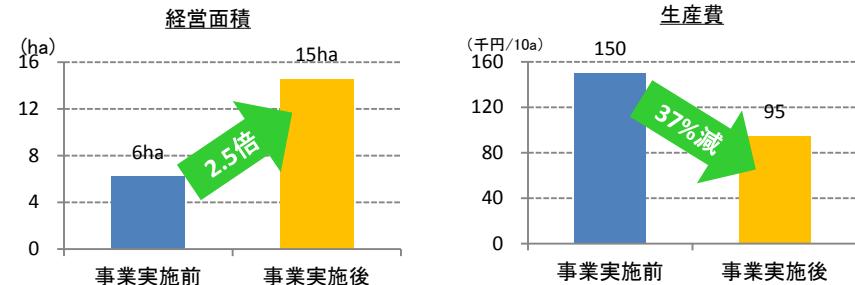
○今回の大震災のように未曾有の大災害が生じた場合でも、わが国全体としての経済社会活動が円滑に行われるよう、国土利用のあり方そのものを考える必要。

○その際には、「減災」という考え方に基づいて、生命・身体・財産を守る安全面に十分配慮する必要。

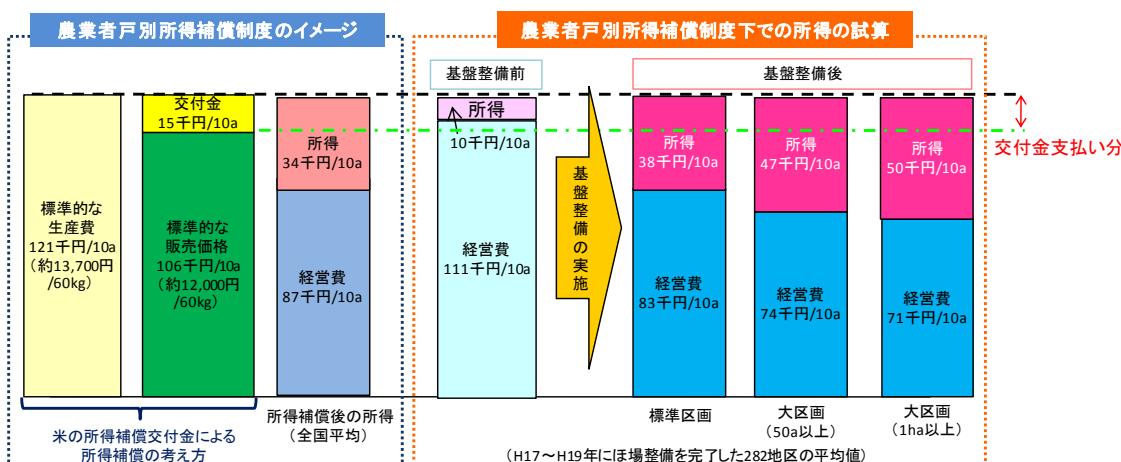
1. 農業者戸別所得補償制度と基盤整備の連携による所得の確保

- 作業効率の向上を図るほ場整備等の基盤整備は、経営規模の拡大を促し、生産コストの低減に大きく寄与。基盤整備は、農業者戸別所得補償制度との連携により、農業者の所得向上に寄与していくことが必要。
- 経営規模が大きくなるほど、水田作における麦・大豆の作付面積は拡大。基盤整備により経営規模の拡大を促進するとともに水田の汎用化を図り、麦・大豆の作付拡大を促進することが重要。

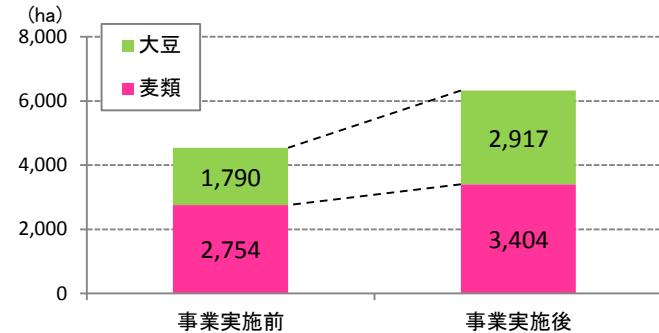
ほ場整備による経営規模の拡大と生産費の低減



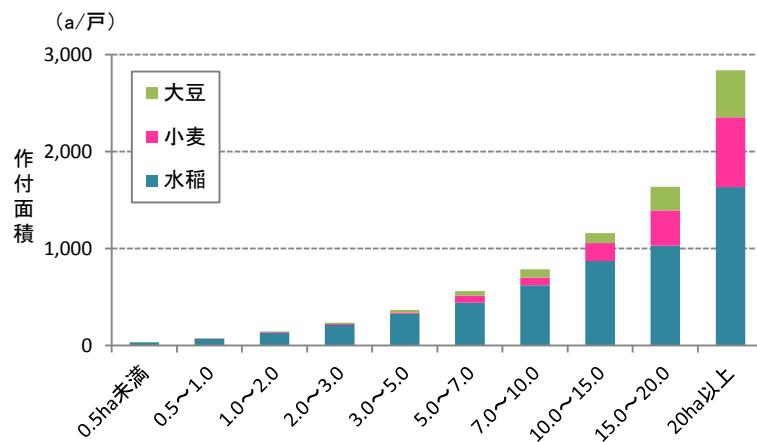
農業者戸別所得補償制度と基盤整備の連携による所得の確保(試算)



ほ場整備実施地区における麦・大豆の作付面積の変化



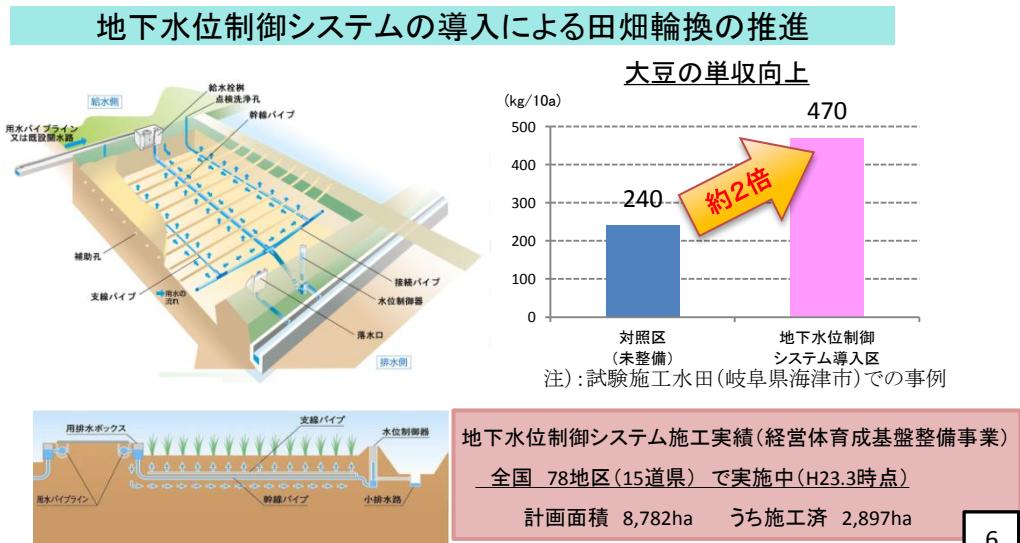
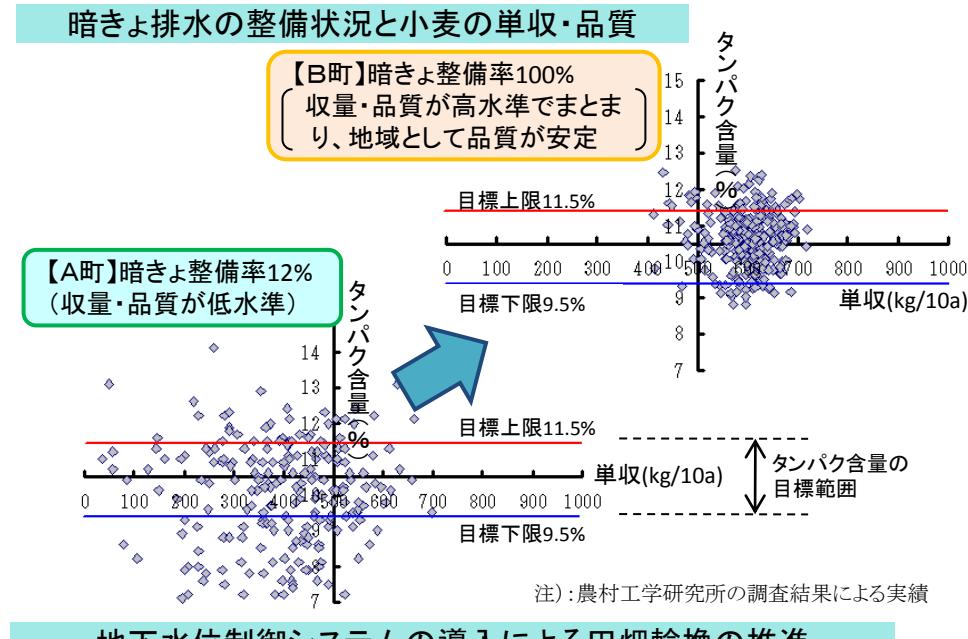
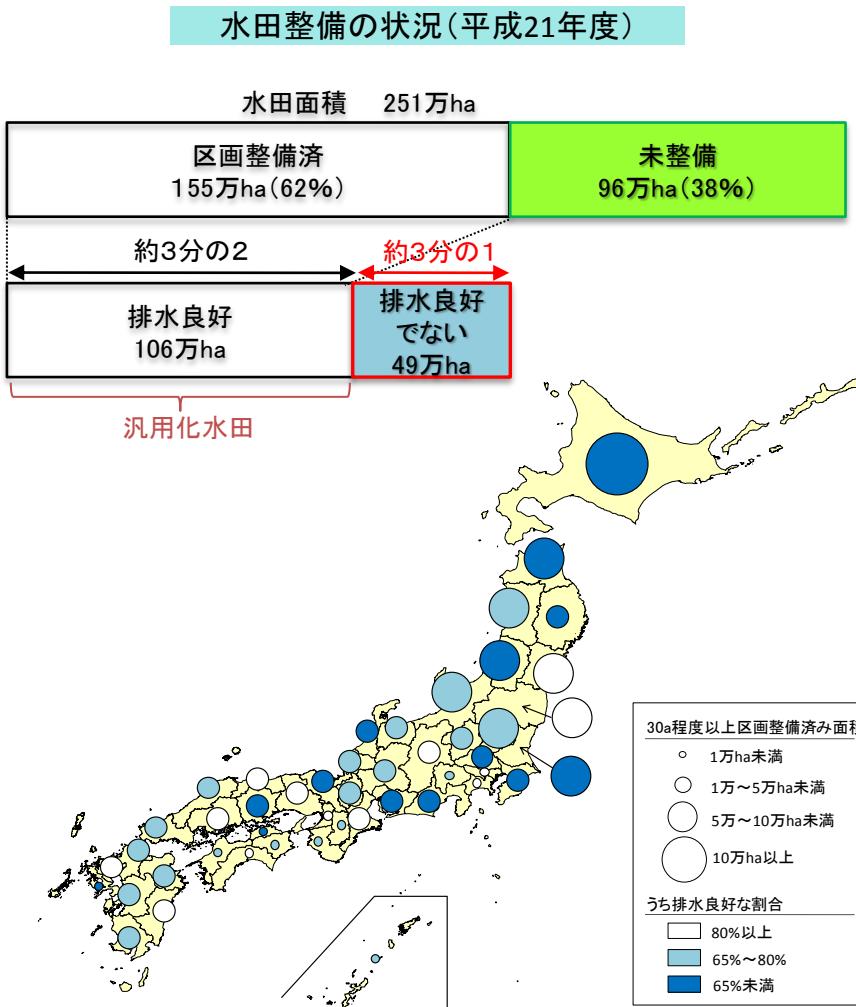
水田作における経営面積規模別作付け面積



資料:平成21年當農類型別経営統計(個別経営、総合編)

2. 排水が良好でない水田の整備の推進

- 全国の約6割の水田(155万ha)は区画整備済み。そのうち約3分の1の49万haでは排水が良好でない状況。
- 既存の農地ストックの有効活用により麦・大豆等の生産拡大を図る観点から、排水が良好でない水田に重点化し、暗きよ排水や地下水位制御システム等の整備を実施することが重要。



資料:「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤整備基礎調査」によるH21年の状況

注1 区画整備済とは、30a程度以上に区画整理された田

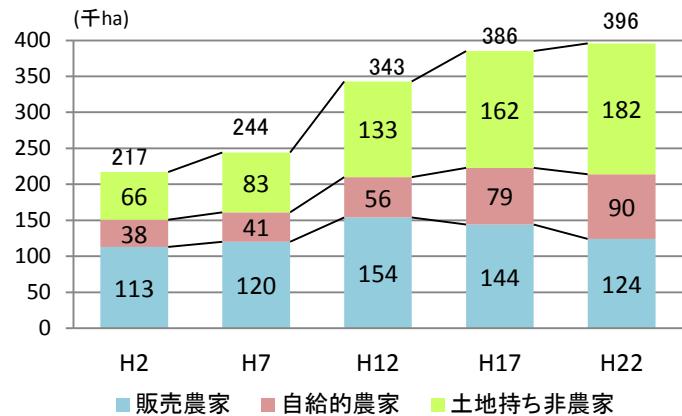
注2 排水良好とは、地下水位が70cm以深かつ湛水排除時間が4時間以下の田

注3 排水良好な割合とは、30a程度以上区画整備済み面積に対する排水良好な面積の割合

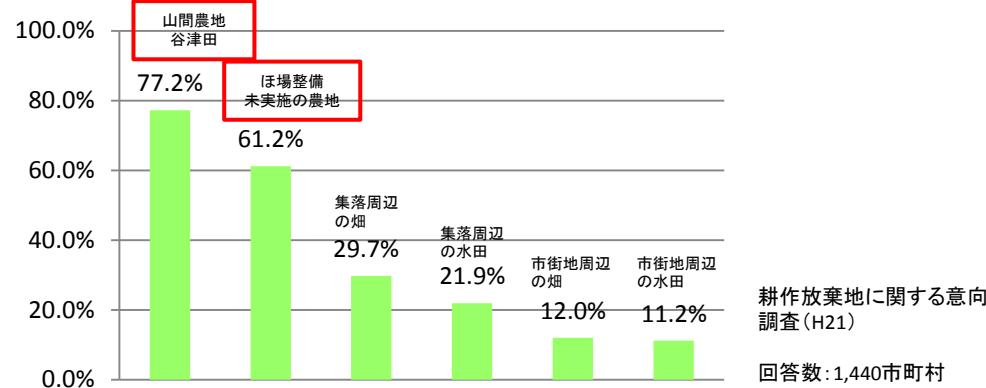
3. 耕作放棄地解消対策の推進

- 土地持ち非農家や自給的農家の耕作放棄地の増加により、依然として耕作放棄地は増加傾向。また、耕作放棄地は山間農地・谷津田、未整備農地で多く発生する傾向。
- 基盤整備実施地区では、耕作放棄地はほとんど発生していないことから、基盤整備を通じて耕作放棄地の発生防止を図ることが重要。
- 荒廃した耕作放棄地のうち、約半数は農地に復元可能な土地。基盤整備を通じて再生利用を図ることが必要。

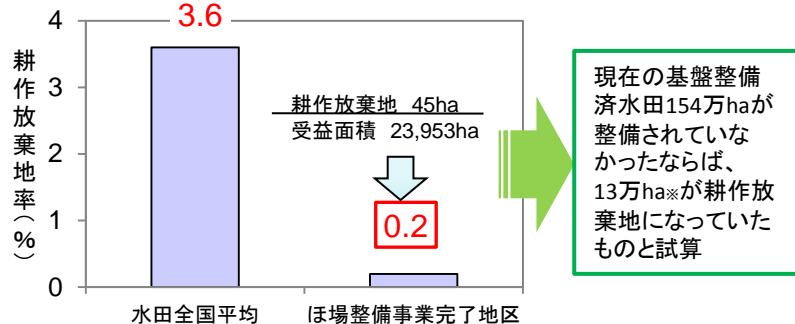
耕作放棄地面積の推移(全国)



耕作放棄地が発生する農地の立地状況



基盤整備による耕作放棄地発生抑制



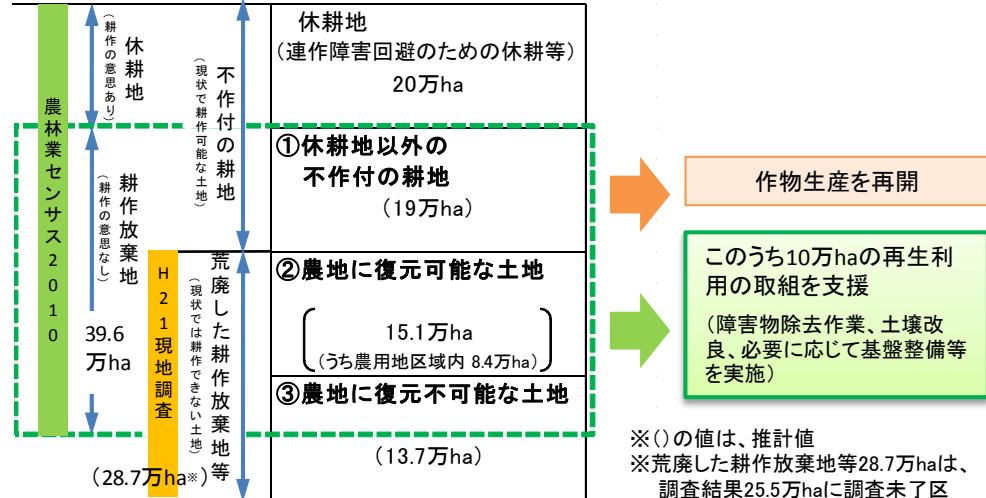
資料:平成5年度に完了した都道府県営ほ場整備事業全地区(146地区、受益面積合計23,953ha)の事業実施主体への平成15年度の状況を聞き取り調査結果による。

水田全国平均は世界農林業センサス(2000年)による

注:整備済154万ha・放棄地率0.2%と水田全体254万ha・放棄地率3.6%から未整備100万haの放棄地率を8.8%と推計。

整備済水田154万ha × (8.8% - 0.2%) = 13.2万ha

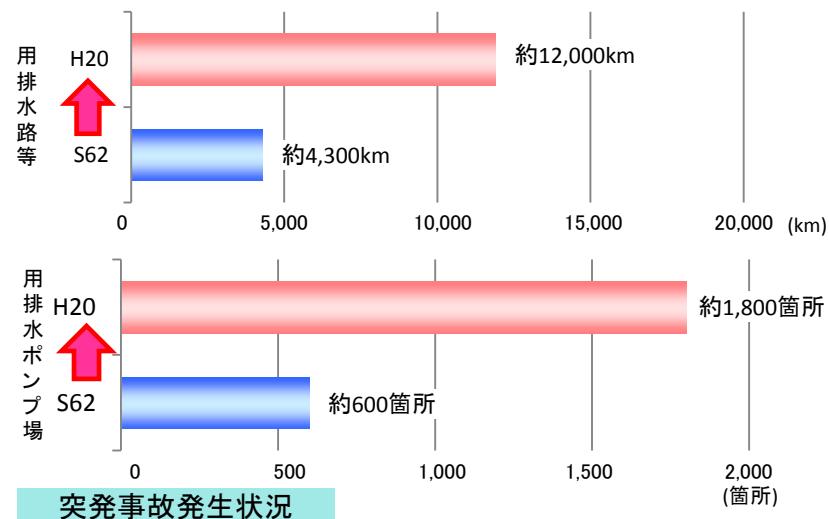
耕作放棄地の現状と対策



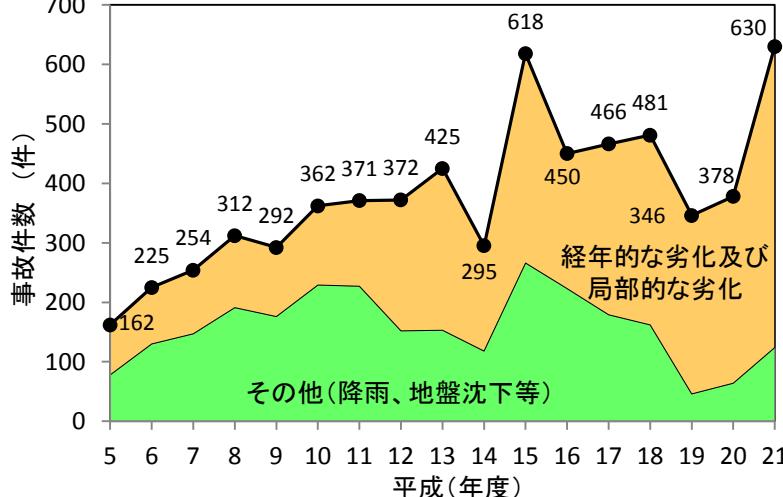
4. 農業水利施設の老朽化の進行

- 近年、耐用年数を超過した基幹的水利施設は大幅に増加。経年的な劣化による突発的な事故も年々増加の傾向。
- 既に標準耐用年数を超過した施設は3.1兆円(全体の17%)。これに、今後10年のうちに標準耐用年数を超過する施設を加えると5.6兆円(全体の31%)に達する見込み。
- 老朽化した施設を効率的に保全・整備するため、これまでの「全面的な改築・更新」に代え、施設機能の監視・診断・補修・更新等により施設の長寿命化を図る新しい戦略的な保全管理の推進が必要。

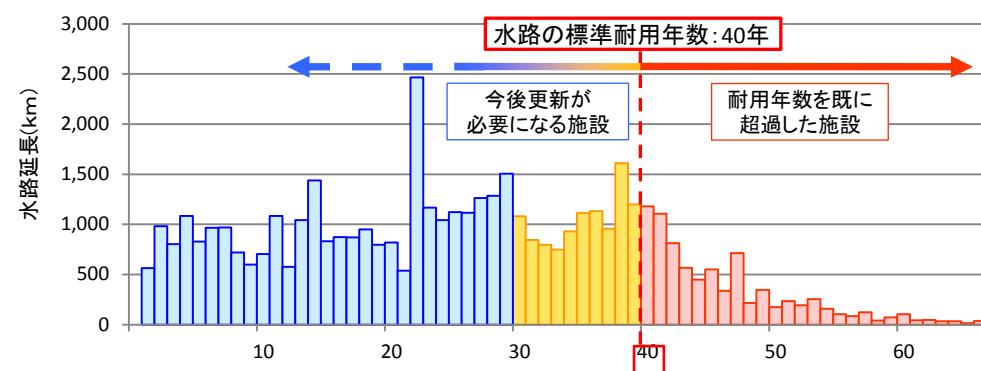
耐用年数を超過した基幹的水利施設の状況



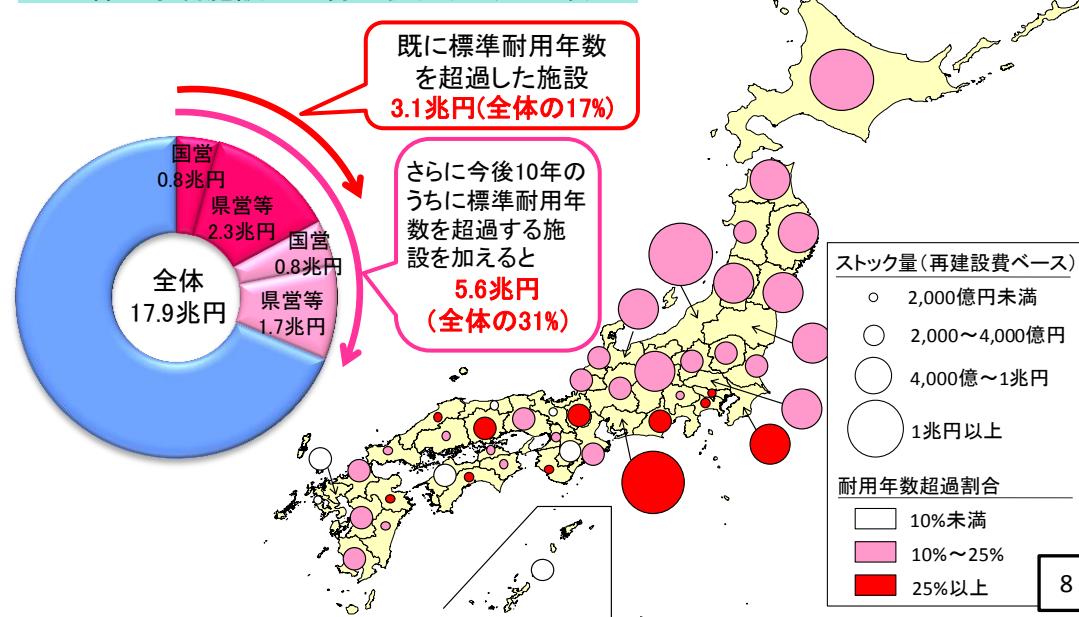
突発事故発生状況



供用開始からの経過年数(農業用用排水路、H21.3時点)



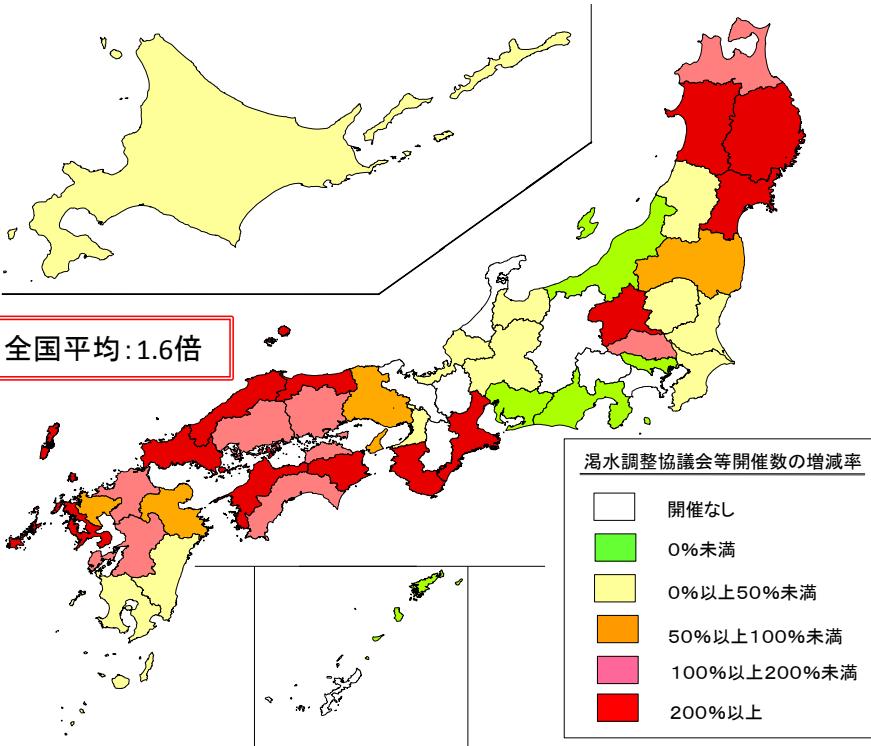
基幹的水利施設の老朽化状況(平成21年)



5. 気候変動による影響への対応

- 近年の渇水傾向により、水利調整を行う渇水調整協議会等の最近5カ年の開催頻度が特に西日本と東北で顕著に増加。
- 近畿、九州を中心に各地で高温障害による白未熟粒や胴割れ米等の作物被害が発生。高温障害回避のために掛け流しかんがいや冷水の選択取水等が有効。
- こうした気候変動に起因する渇水や高温障害の発生に対応するため、農業用水の安定的供給は不可欠。

渇水調整協議会等の増減率



$$\text{増減率} = \frac{(H17 \sim H21 \text{の年平均開催数}) - (H12 \sim H16 \text{の年平均開催数})}{(H12 \sim H16 \text{の年平均開催数})} \times 100$$

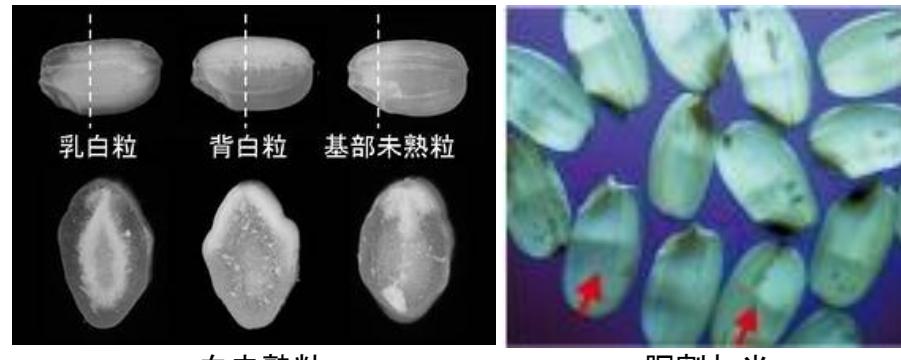
- (注1) 渇水調整協議会等とは、
 「農業利水者（但し、農業関係機関、複数土地改良区）による水利調整組織」
 「利水者（農業+他者利水）による水利調整組織」
 「利水者（農業含む）+河川管理者による水利調整組織」
- (注2) 複数県にまたがっている水系で渇水調整協議会等が開催されている場合は、それぞれの県で開催数をカウント。

資料：農林水産省農村振興局調べ（H22.3時点）

高温障害による作物被害の発生状況

	あり	懸念	なし
全国	22%	26%	52%
北海道	4%	23%	73%
東北	12%	30%	58%
関東	21%	43%	36%
北陸	24%	21%	55%
東海	22%	22%	56%
近畿	64%	14%	21%
中四国	25%	25%	50%
九州	57%	14%	29%

高温障害による作物被害例



資料：気候変動の影響に係るアンケートから見た土地改良区が直面する
 温暖化の影響と課題（農林水産省農村振興局 H21.6）

6. 大規模地震を想定した土地改良施設の耐震対策の実施

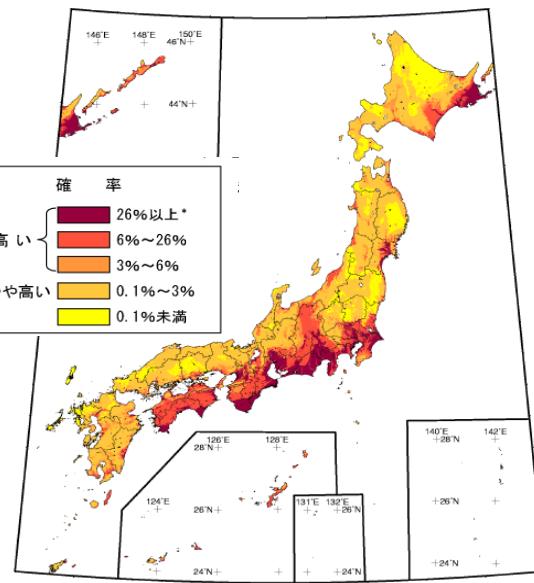
- 大規模地震が発生する確率の高い地域では農業水利ストックが多数形成。特に東海・東南海・南海地震の被害想定範囲内には、全国の農業水利ストックの約2割が存在。
- 東日本大震災では、パイプラインの破損が発生し、かんがい用水の供給ができず、水稻などの農業生産に支障。
- 農業水利施設やため池の耐震対策を推進していく必要。

全国地震動予測地図

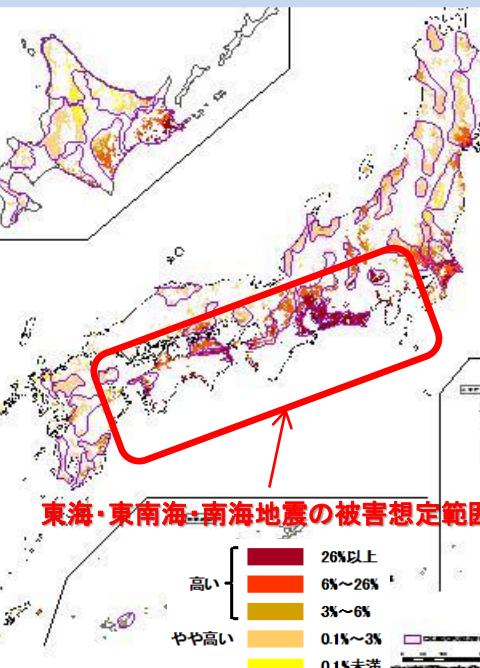
(今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率)

(算定基準日2009年1月1日)

(文部科学省地震調査研究推進本部)



基幹的農業水利施設の確率論的地震動予測地区



東海・東南海・南海地震の被害想定範囲内の農業水利ストック

*被災想定範囲:東海地震防災対策強化地域
及び東南海・南海防災対策推進地域の対象市町村

点施設



線施設



再建設費
ベース



- 東海・東南海・南海地震被害想定範囲内の農業水利ストック
- その以外のエリアの農業水利ストック

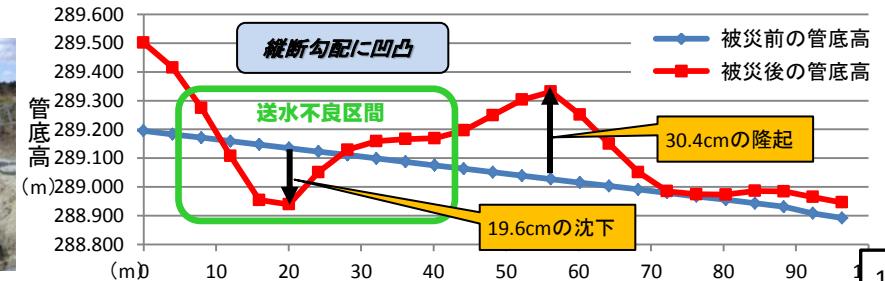
液状化による幹線用水路(パイプライン)の被害事例【東日本大震災 福島県 白河矢吹地区】

- 管径1,350～2,600mmの幹線用水路17.8kmのうち、約5.9kmにわたり、漏水(11ヶ所)、弁室の隆起・沈下(3ヶ所)等の被害が発生。

- 農業用水の通水ができず、7市町村計約3,200haの水田のうち、2,820haの範囲で、今年の水稻の作付けが困難に。



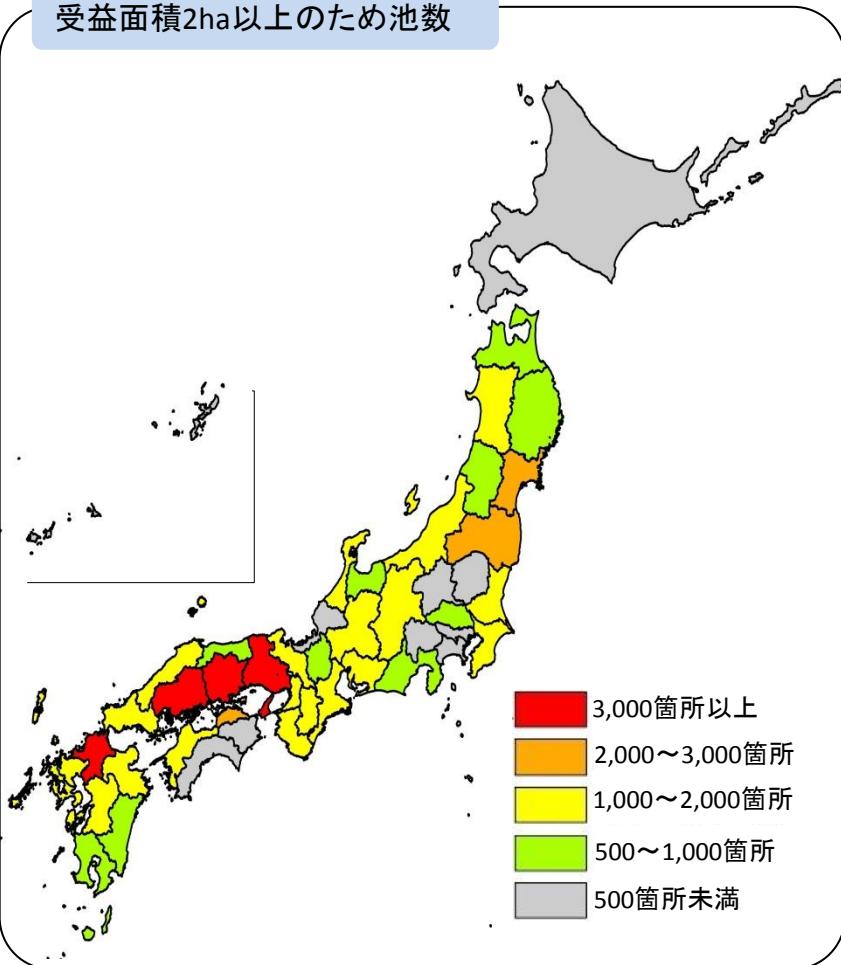
■管路の変位の状況(矢吹南工区)



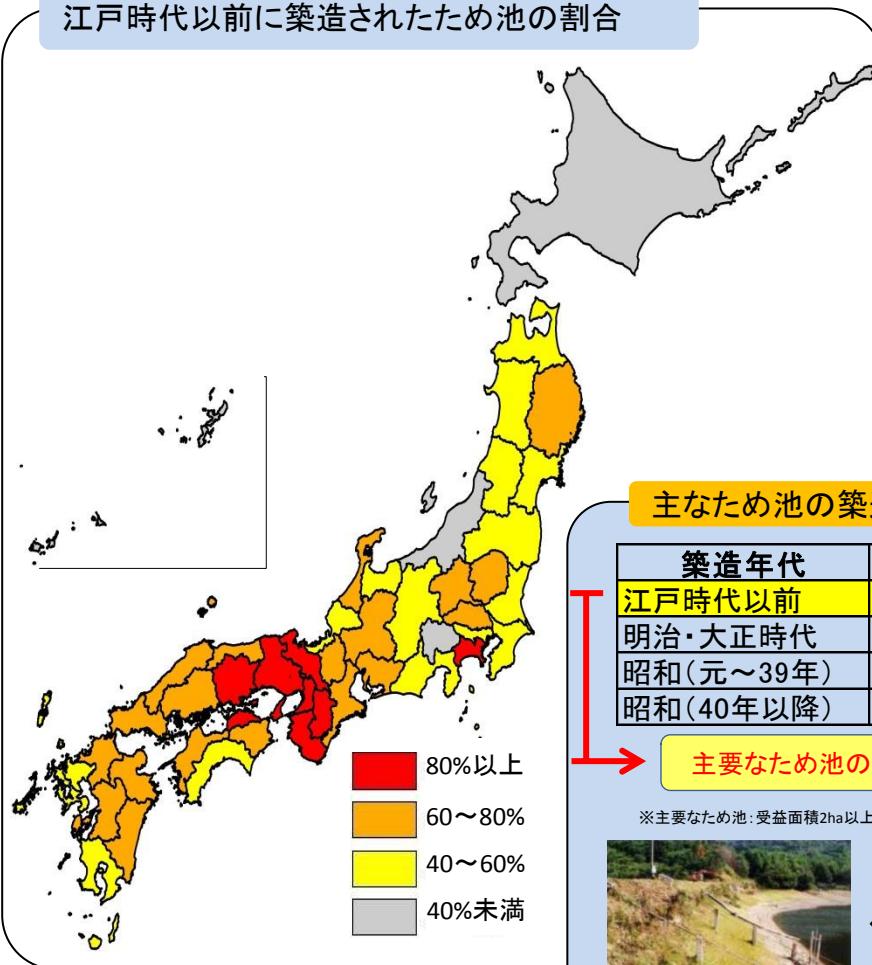
7. 老朽ため池における緊急整備の一体的な推進

- 全国のため池約21万個のうち、受益面積2ha以上のもの(約6万4千個)の4分の3が江戸時代以前に築造されたもので、老朽ため池がひとたび決壊すると甚大な被害を及ぼす恐れ。
- 老朽化等に伴い災害リスクが高く緊急に対策を要するため池については、機能診断を行いつつハード整備とともに、防災情報伝達体制やハザードマップの整備等のソフト対策を一体的に推進していく必要。

受益面積2ha以上のため池数



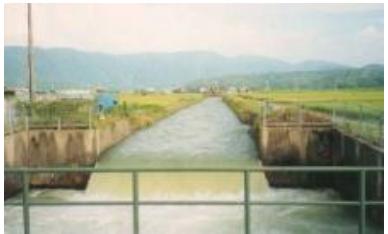
江戸時代以前に築造されたため池の割合



8. 農業用水を活用した小水力発電の推進

- 農業農村整備事業によりこれまでに整備した26地区の小水力発電施設により、年間約1億300万kWhの電力を発電。年間約5万7千トンのCO₂削減に貢献(推計)。
- 農業水利施設には、未利用の落差など小水力発電施設の設置が可能な地点が多数存在し、包蔵水力エネルギー一年間5億8,500万kWh。
- 東日本大震災を契機に、維持管理費の軽減に加えてエネルギーの地産地消の視点から、小水力等の再生可能エネルギーの有効活用を促進する必要。

農業用水路の落差を利用した小水力発電



実施前の状況



設置後全景

農業農村整備事業により整備した小水力発電施設の発電量及びCO₂削減効果実績(推計)

- 出力合計2.2万kW 年間約1億300万kWhの発電が可能(約25,000世帯の年間消費電力に相当)

※年間発電電力量1億300万kWh／1世帯の年間電力使用量4,200kWh＝約25,000世帯
OCO₂削減量

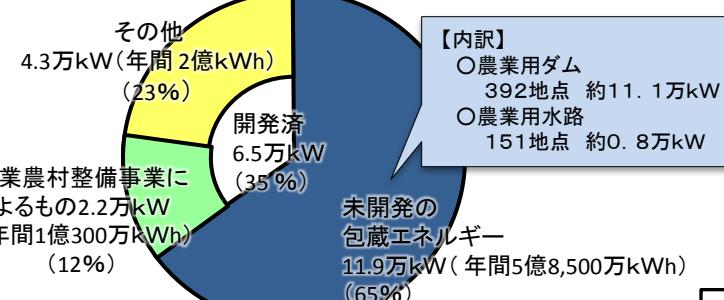
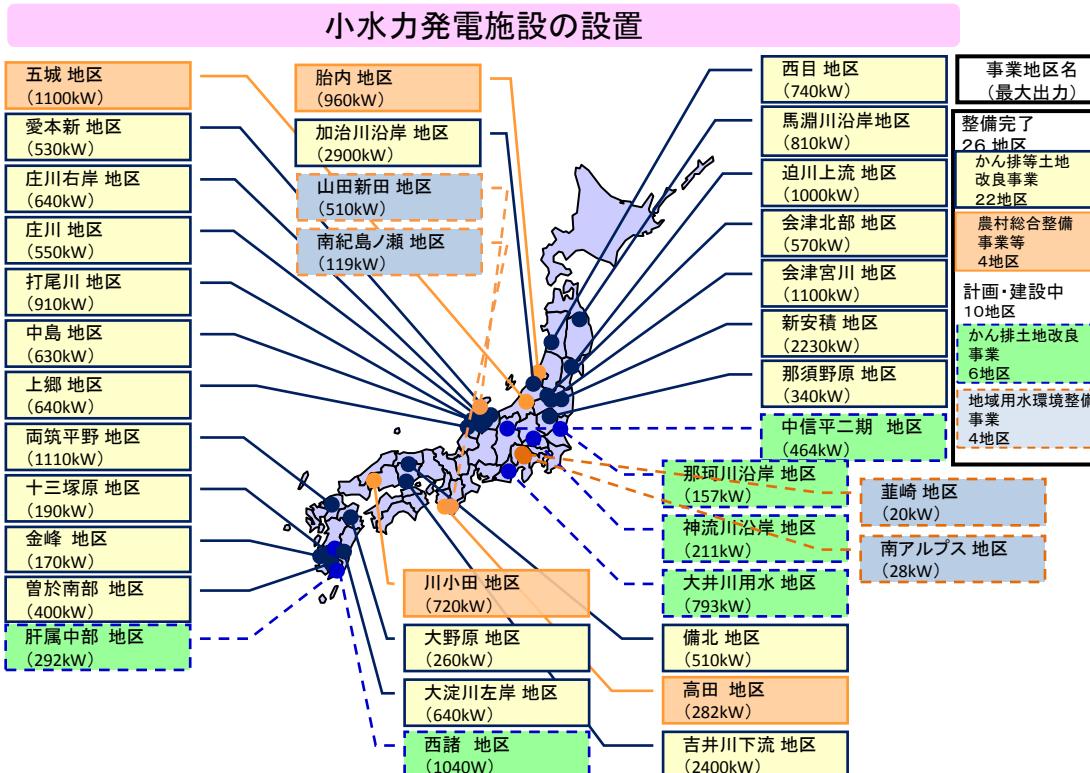


※ CO₂削減量＝年間発電電力量(kWh) × 二酸化炭素削減排出係数(0.555kg-CO₂/kWh)

農業水利施設包蔵水力エネルギー

- 農業水利施設の未開発の包蔵水力エネルギーは11.9万kW 年間5億8,500万kWh(約140,000世帯の年間消費電力量に相当)

※年間発電電力量5億8,500万kWh／1世帯の年間電力使用量4,200kWh＝約140,000世帯

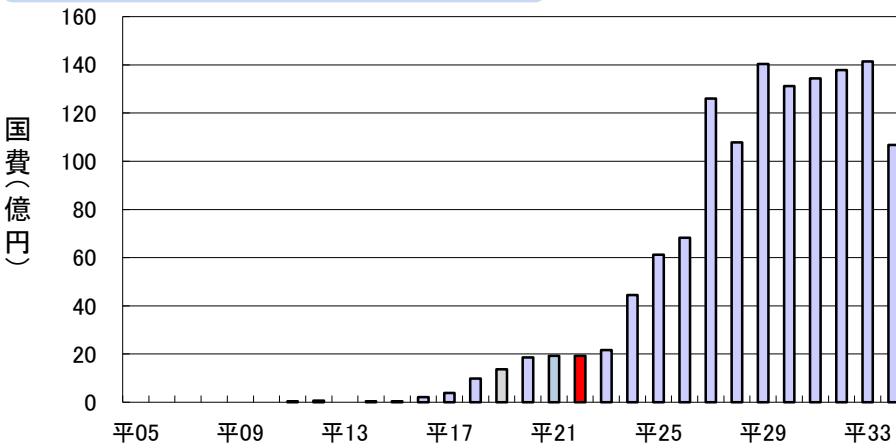


出典:平成20年度未利用落差発電包蔵水力調査(資源エネルギー庁)

9. 農業集落排水施設の更新需要の増加への対応

○今後、農業集落排水施設の更新需要の増加が見込まれ、施設の更新にあたっては、処理方式の切替改築等によりライフサイクルコストの縮減を図りつつ、機能向上を図ることが重要。

農業集落排水施設の更新需要予測



農業集落排水処理施設の改築事例(群馬県太田市)

事業名: 農業集落排水事業
地区名: 下田中地区
計画処理人口: 790人
事業工期: H17.4~H18.3
主要工事: 処理場
概算事業費: 80百万円
事業主体: 太田市

生物膜法(Ⅲ型)から浮遊生物法(XIVG型)に改築

施設の改築によるライフサイクルコストの縮減と機能の向上

生物膜法(Ⅲ型)

のまま改修

■計画処理水質

BOD 20mg/L以下
SS 50mg/L以下
T-N 認定なし

浮遊生物法(XIVG型)

に切替改築

機能向上

■ライフサイクルコスト(新潟県A地区の試算事例)

415,517千円

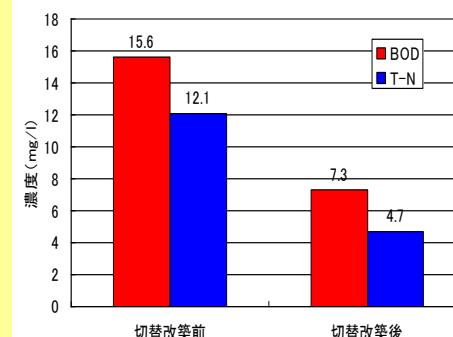
385,478千円

ライフサイクルコスト 30,039千円の減少

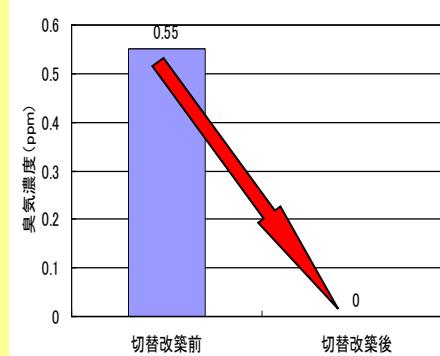
※H24改築(改修)からH57[34年]までのライフサイクルコスト(工事費+維持管理費)を試算
※農村振興局聞き取り調査

○従来の処理方式に比べ処理水質が向上し公共用水域の水質改善が図られるとともに、臭気抑制により、周辺環境の改善に寄与。

【処理水の水質の改善】



【臭気の抑制】



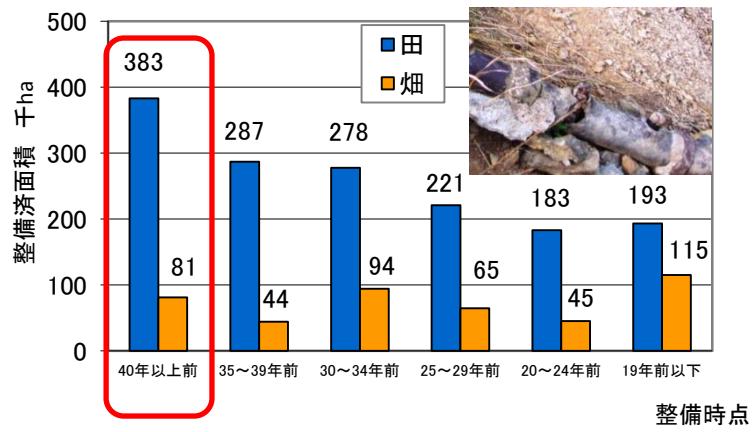
10. 多様な主体による資源の保全活動を通じた地域防災力の向上

- 農地周りの農業用排水路等の老朽化が進むなか、これらの長寿命化対策の強化が課題。平成23年度より、「農地・水保全管理支払」として、施設の長寿命化のための補修・更新等を行う活動に対する支援を追加。
- 東日本大震災では、農地・水保全管理支払の活動を通じて、いち早く水路等の災害復旧が実施されるなど、集落のコミュニティ機能向上の必要性が再認識。
- 農村の人口減少、高齢化の進行、地域のつながりの脆弱化により、地域防災力の低下を招くことが懸念されており、地域防災力の向上にも、地域コミュニティの強化が必要。

整備後40年を経過した末端用排水路等の割合

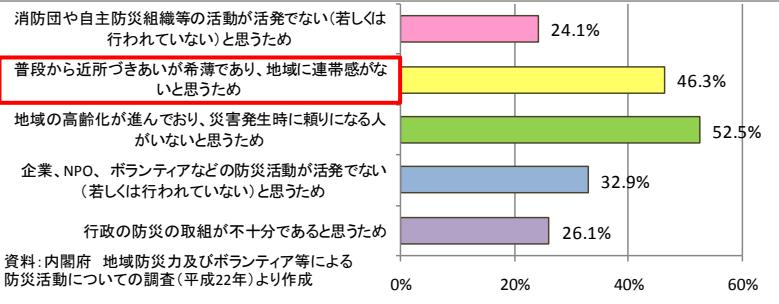
平成23年度において、 田:25%、 畑:18%

(参考) 農地 (整備済み: 田154万ha、 畑44万ha) の整備時期

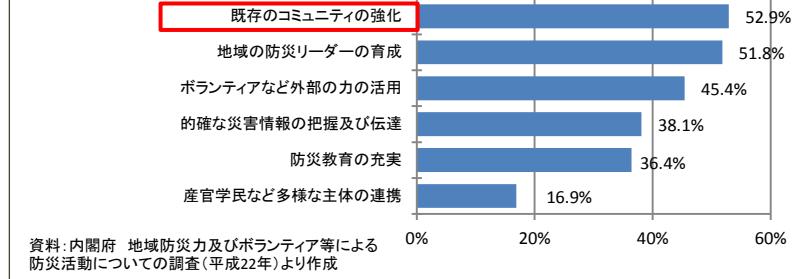


※「土地利用基盤整備基本調査」(農林水産省農村振興局)に基づき、整備後40年(=コンクリート構造物の標準耐用年数)以上を経過する整備済面積の割合は、平成23年度で田は25%、畑は18%と試算。農地周りの農業用排水路も同様の割合で老朽化が進むものと推定。

地域防災力についての認識(不十分だと思う場合の理由)



地域防災力を高めるために必要な視点



農地・水保全管理支払を活用した施設の復旧活動

震災による被害状況

東日本大震災により、地区内のU字フリューム水路において、受台からの水路の落下や破損が発生。



被災後
約1ヶ月で
復旧

復旧活動の状況

本年度の作付けに間に合わせるよう、活動組織の構成員が被災した水路の補修を実施。



(1) 復興構想会議資料

農業・農村の復興再生に向けた基本的考え方

- 被災地域の多くは、依然としてがれきの除去等の復旧過程。他方、営農再開には多額の投資や農地の集積努力が必要。このため、復興に向けた将来像を一刻も早く示し、生産者が営農の見直しと意欲を持てるようにすることが必要。
- 将来の戦略として考えられる主な選択肢は、以下のとおり、これを目安として、地形、風土、文化などの地域の多様性を考えながら、集落コミュニティでの徹底した話し合いを行い、地域に合った将来像を地域で決めることが重要。

[農業・農村の復興に向けた戦略と課題]

《戦 略》

《考え方》

《重点課題》

高付加価値化

6次産業化やブランド化による雇用の確保と所得の向上

1. 資本力の増強により、運転資金、設備資金を確保
2. 農業者にアドバイスを行う加工・流通の専門家（6次産業化プランナー）の育成

低コスト化

生産コストの縮減による農家の所得の向上

1. まとまった農地を創出するための再ゾーニング
2. 農作業を効率化させるための大区画化
3. 集落単位の取組を推進するための集落営農化

農業経営の多角化

地域資源を活かした新たな収入源の確保

1. 食文化などの新たなコンセプト作りや地域資源の活用による観光の推進（グリーン・ツーリズム）
2. バイオマスや小水力など、農山漁村に広く存在する資源のエネルギーの活用による地域完結型ライフラインの創造

[地域類型別の戦略例]

地域類型	地域類型に応じた戦略の例
三陸沿岸等の狭い平野部が津波で被災した地域	高付加価値化 + 農業経営の多角化
沿岸に広く展開する平野部が津波で被災した地域	低コスト化 + 高付加価値化
その他の地域	地域の特性に応じ、3つの戦略を組み合わせ

※ 上記のほか、原発事故による被害や、それに伴う風評被害が発生している地域があり、これらの地域への対応も必要。

三陸沿岸等の狭い平野部における農業・農村の復興イメージ

【課題】

- 地形上、小規模な農業経営が多く、一戸当たりの農業所得が少ない。
- 他地域と比べ、食品製造に係る取組が遅れている。
- 住民の減少や高齢化により、コミュニティ機能が弱体化。

【復興後のイメージ】



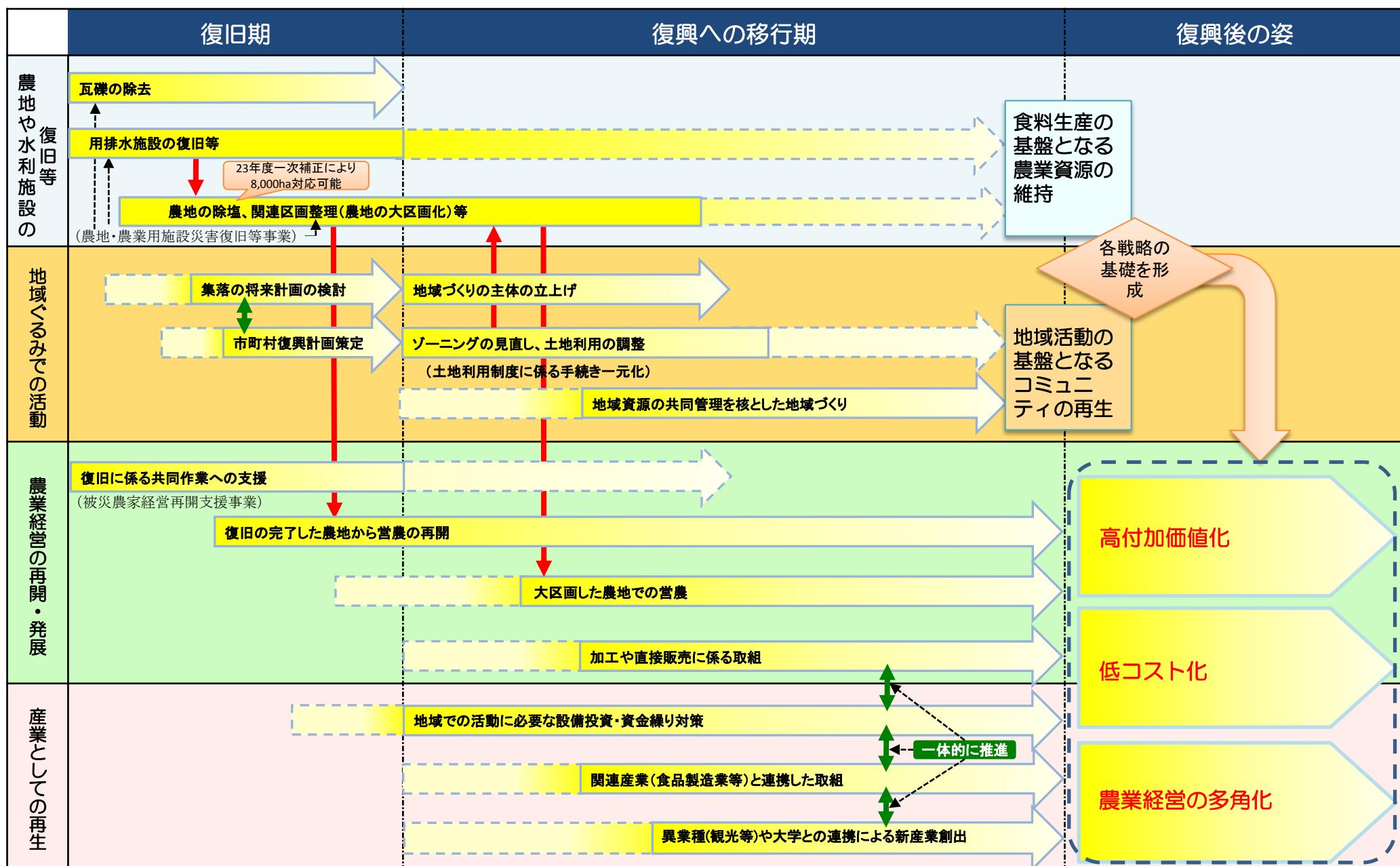
[課題]

- 農地が不整形で分散しているため作業効率が悪い。
- 集落で計画的な土地利用が話し合われておらず、地域全体としても非効率。
- 平野部に住宅地が存在するなど防災上も問題。

[復興後のイメージ]



農業・農村の復興・再生に向けた行程のイメージ



※ 本資料はあくまで工程のイメージとして示すものであり、実際の工程は地域の状況により異なるものとなる。

- 再生可能エネルギー(発電利用)の導入量を拡大するには、全量買取制度(今次国会に法案を提出中)の成立・実施が不可欠という認識が共有された。

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」

(4月5日に国会に提出)

【買取対象】

- 従来から買取対象であった住宅用等の小型の太陽光発電(※)に加え、新たに以下の再生可能エネルギー(実用化されているもの全て)を対象とする。発電事業用も含む。
 - 太陽光発電(住宅用等の小型以外も追加)
 - 風力発電
 - 中小水力発電(3万kW未満)
 - 地熱発電
 - バイオマス発電(ただし紙パルプ等他の用途に影響がないものに限る。)

【買取価格・期間】

- 風力、中小水力、地熱、バイオマス発電は、15~20円/kWh程度で15~20年程度買い取り。
- 太陽光発電については、技術革新による価格低下が早いので、当初は高い買取価格を設定し、徐々に低減。

【費用負担方法】

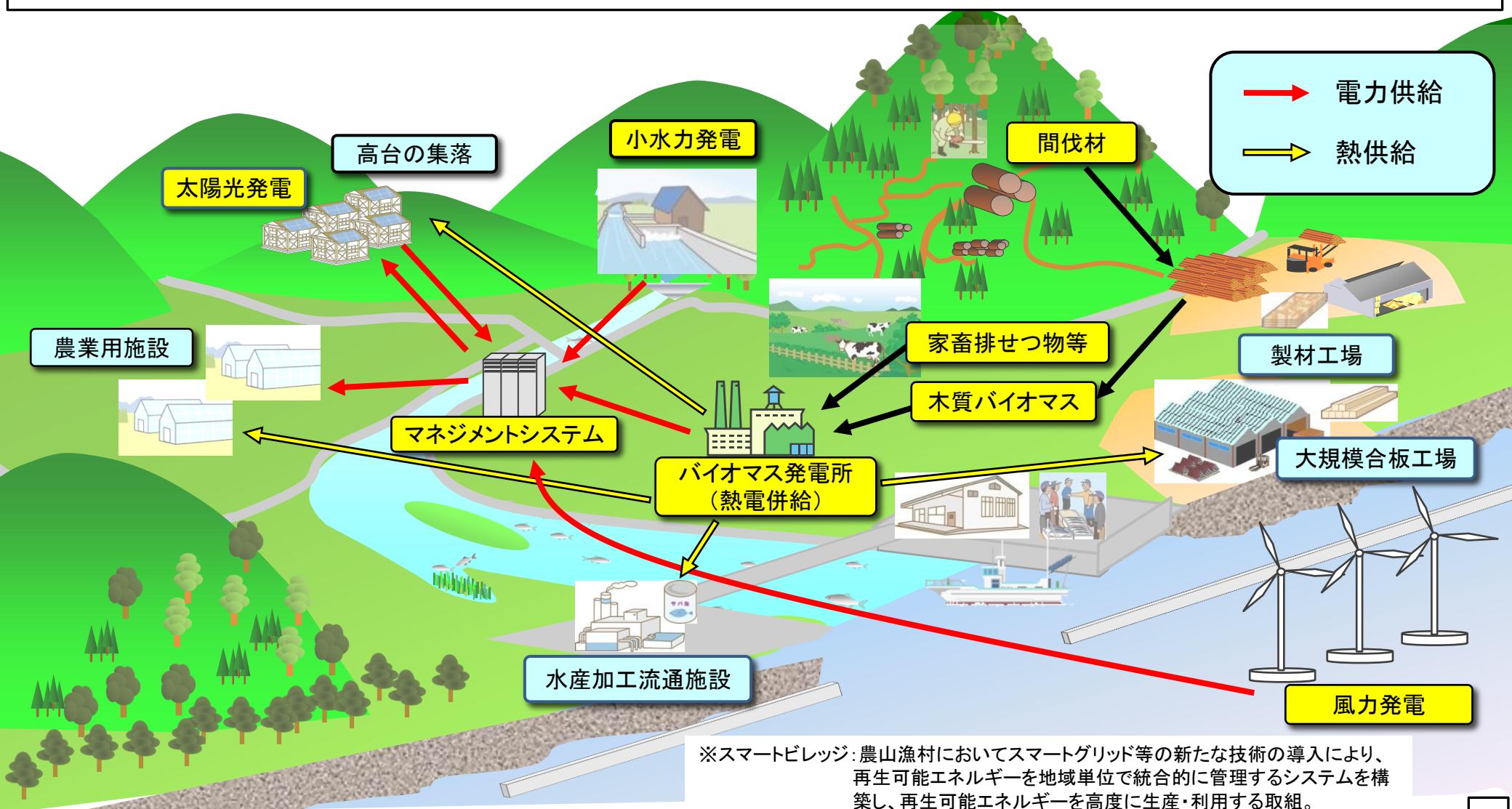
- 買取費用を電気料金に上乗せして回収(付加金)。
- 全ての需要家が電気の使用量(kWh)に応じて負担。

※住宅用等の太陽光発電については、既に余剰電力買取制度が2009年11月より実施されている。

農山漁村におけるエネルギー自立型システム（スマートビレッジ）

【課題】

- 豊かな自然や美しい景観と共に存できるエネルギー・システムの構築。
- 地域住民やコミュニティが積極的に関与できる仕組みづくり。
- 共同組合や民間企業、自治体等の関係者の連携と協同事業体の組織化



■土地改良事業(農地の区画整理)

○事業概要

実施内容

- 立地条件に即して農地を大区画化・汎用化
- 用水路・排水路や農道を整備
- 換地・利用権設定等により農地の利用を集積
- 公共用地・宅地等の非農用地を設定又は創設

実施要件等

【実施要件】

- 受益面積がおおむね20ha以上
- 大規模経営体の育成(組織化・法人化等)
- 大規模経営体への一定以上の農地利用集積

【補助率】 内地・北海道50%(中山間55%)
離島55%、沖縄75%、奄美60%

【その他】

- 農業振興地域の農用地区域が主たる対象
- 農業者の発意により実施
- 受益者全体の2/3以上の同意

被災地対応 (土地改良法特例法に基づく措置)

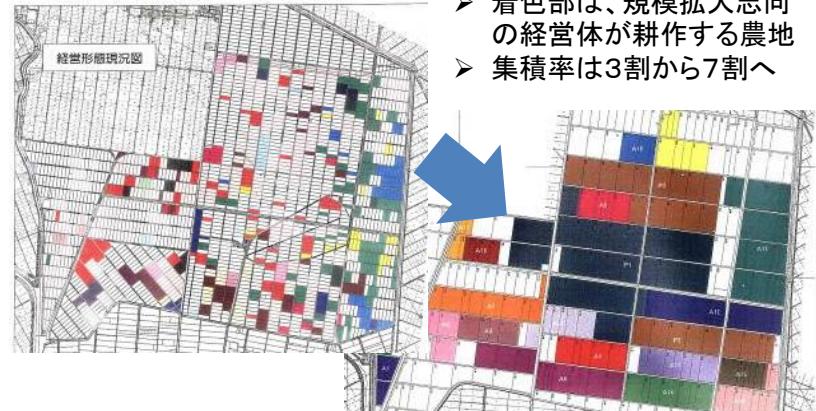
【実施内容】 農地の災害復旧に併せて区画整理を実施

【実施要件】 津波被災農地、これと隣接した未被災農地

【補助率等】 戸当たり事業費の区分に応じて激甚災並みに嵩上げ(50%, 85%, 90%, 95%)し、合算国が実施主体となることも可能

○実例

意欲ある経営体への農地の集積



【北赤井地区(東松島市・石巻市)H21完了】

非農用地設定・秩序ある土地利用



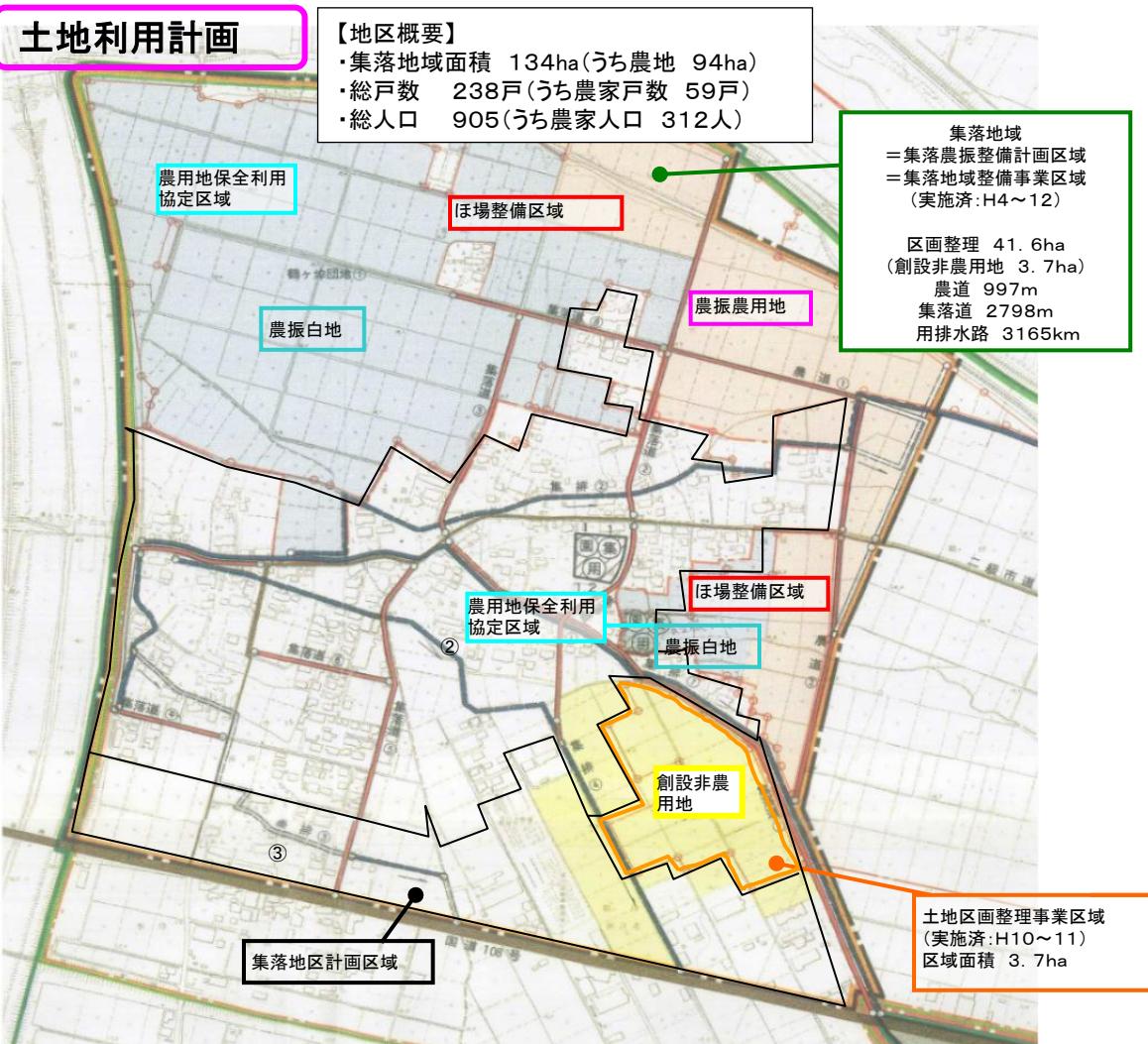
【夕張太地区(南幌町)H9完了】



(2) 農村地域の土地利用再編等の事例

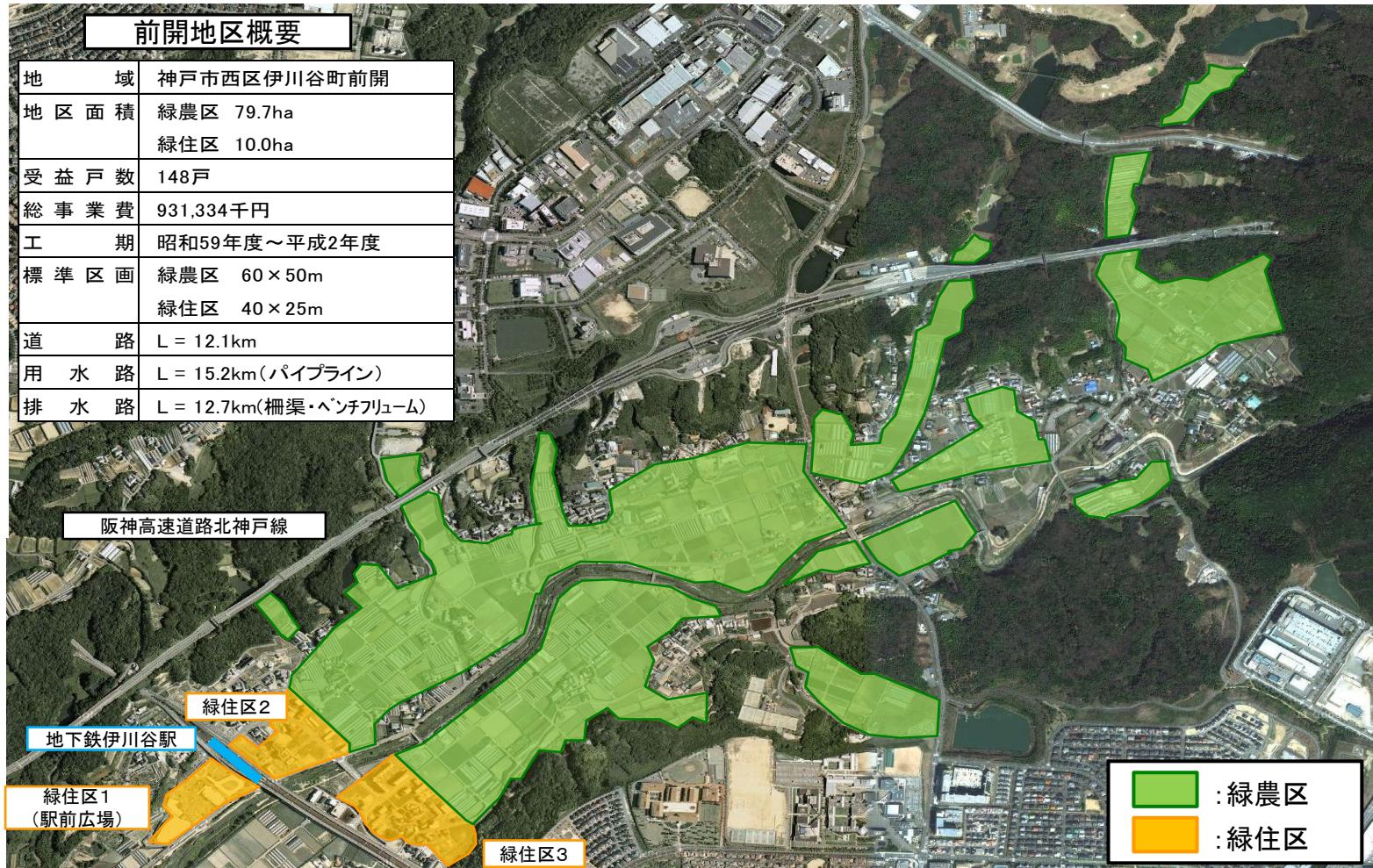
【事例 1】集落地域整備法を活用した事例（宮城県大崎市 鶴ヶ塙地区）

- 集落地域整備法(昭和62年施行)に基づき、集落地域整備事業(農水省)による農地の区画整理や農道の整備等と田園居住区整備事業(国交省)による宅地等の一体的な整備を実施し、土地利用を整序化。
- 農振地域内では、耕作放棄地の発生や転用もなく良好な営農環境を実現。また、新規住宅や集会施設、公園の整備も進み、良好な生活環境も実現。



【事例 2】緑農住区開発関連土地基盤整備事業事例（兵庫県神戸市 前開地区）

- 都市計画地域内外にまたがって、農地整備の対象である「緑農区」と一体的に整備すべき住宅等の用地である「緑住区」間の土地利用を調整。都市近郊農業の生産基盤を整備するとともに、これと一体的な良好な環境を備えた住宅用地の創出を行い、農業と都市の調和ある土地利用を促進。
- S47の事業創設以来、12地区で実施。
- 前開地区では、緑農区内のため池敷地を換地することで、地元が熱望していた地下鉄新駅の駅前広場の用地を捻出。
- 緑農区及び緑住区間の土地移転の希望に応じて、緑農区約7,500m²と緑住区約3,800m²において土地を交換。



【事例3】過去の津波被害からの復興事例（岩手県大船渡市 吉浜地区）

- 明治29年(1896)の三陸大津波、昭和8年(1933)の津波等の過去の津波被害を教訓にし、住居は高台(浸水区域より高地)へ移動し、農地・農業施設は低地へ配置。

